

## 利用料金が免除となる手帳交付者について

- ※ 手帳とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳です。  
(通所受給者証・受給資格証では無料になりません。)  
これらの手帳を、総合受付の職員にご提示いただき、確認ができた場合、利用料金が無料となります。
- (手帳の種類及び写真、氏名、手帳番号、障害名、等級、障害の程度等が分かる部分のコピーでも可能ですが、写真が不鮮明なものは、受け付けることができない場合もありますので、ご了承ください。)

## 利用料金が免除となる介護人について

- ※ 介護人の方は、手帳交付者の方が下に記載する障害の区分及び等級の場合、交付者の方1名につき1名が無料となります。
- ◆ 身体障害者手帳の場合
  - 1級若しくは2級及び次の区分毎の各等級の手帳交付者の介護人  
視覚障害（3級及び4級の全て）  
聴覚障害（3級）  
下肢不自由（3級の全て）  
体幹不自由（3級）  
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 移動機能障害（3級）  
(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)  
心臓機能障害（3級及び4級）  
じん臓機能障害（3級及び4級）  
呼吸器機能障害（3級及び4級）  
ぼうこう又は直腸の機能障害（3級）  
小腸機能障害（3級及び4級）
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳の場合
  - 1級若しくは2級の手帳交付者の介護人
- ◆ 療育手帳の場合
  - 手帳交付者の介護人

